

幼児児童生徒・保護者の皆様へ

和歌山県では、緊急事態措置の解除に伴い、各学校において下記の対策を徹底した上で登校日を設定し、段階的に学校再開に向けた準備を行いますので、御理解と御協力をお願いします。

記

I 登下校に関すること

- ・ 校内や通学中の過密を避けられるよう、分散登校などの取組を実施します。
- ・ 登下校中の感染リスクを下げるため、公共交通機関を利用する場合は、乗車中の会話を控えるとともに、自転車や徒歩による通学の場合も身体的距離を確保してください。
- ・ 授業終了後は、集まって雑談したり、寄り道をしたりせず、速やかに下校してください。
- ・ スクールバスについては、乗車人数を少なくするなどの取組を実施します。

II 学校生活に関すること

- ・ 授業中、幼児児童生徒の対面などを避けるための座席配置や、学習内容の変更を行います。
- ・ 各教室の換気を毎時間、徹底するとともに、多くの幼児児童生徒が手を触れる場所は、1日に1回以上、次亜塩素酸ナトリウム等消毒液による消毒を行います。
- ・ 便や尿、吐物等を介して感染する可能性があるため、排泄介助や吐物処理、トイレ掃除を行う際には感染症対策を徹底します。
- ・ 学校行事については必要最小限とし、実施に当たっては、3つの条件が重なることのないよう、実施内容や方法を工夫します
- ・ 学校給食の提供時期や摂食時における教職員の対応等については、改めて学校からお知らせします。
- ・ 幼児児童生徒に対して、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や感染症対策について、学校再開後できるだけ早い時期に指導を行います。

III 保護者の皆様に御協力していただきたいこと

- ・ 毎朝、検温し、健康観察票に記入して、学校に提出してください。発熱や咳等の風邪の症状がある場合は、決して無理をせず自宅で休養させてください。
- ・ 学校で発熱等の症状が見られた場合は、連絡をしますので、速やかに迎えにきてください。
- ・ 自宅を出てから帰るまでの間、幼児児童生徒一人一人の状況に応じたマスクの着用を行いたいと考えますので、御理解と御協力をお願いします。
- ・ 幼児児童生徒には、別添「感染対策10か条」を配布しますので、家庭でも十分に話し合うとともに、御協力ください。

IV 今後の臨時休業について

- ・ 幼児児童生徒及び教職員等に陽性者が出た場合は、学校と保健所、教育委員会が連携を図り、保健所による疫学調査の結果を踏まえ、学校の全部又は一部を臨時休業します。
- ・ 地域でクラスターが発生した場合や地域をまたいで陽性者が出た場合は、地域一斉に臨時休業します。